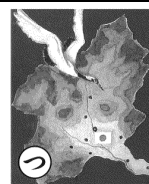




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年9月27日（金） 第10236号

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
告 示	
○解除予定保安林（森林保全課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○道路の供用開始（同）	3
○同	4
公 告	
○群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程（廃棄物・リサイクル課）	5
○道路位置の指定（建築課）	6
教育委員会規則	
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	7
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	9
○政治団体の異動事項	9
○政治団体の解散届出	10
○資金管理団体の指定の取消し等	10
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	10
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	11
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	12

■ 告 示

◎群馬県告示第239号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年9月27日

群馬県知事 山 本 一 太

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大間々世良田 線	みどり市笠懸町鹿205番 の1地先から太田市大原町 1143番の16地先まで	前	7.3～15.5 12.0～36.6	2280.7 3238.0
			後	8.8～48.0	4869.0

◎群馬県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	富岡市富岡字上町北裏1450番の1地先から同市同字上町1130番の1地先まで	令和6年9月27日

◎群馬県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	富岡神流線	富岡市富岡字上町1134番地先から同市同字中町1136番地先まで	令和6年9月27日

■ 公 告

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（平成十一年九月二十八日制定）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める市町村の区域内における計画であつて、知事が別に定める要件を満たす場合を除く。

第二十三条第五項中「知事は」の下に「第二項に規定する期限までに生活環境保全協定に係る協定書の写しが提出されない場合（第七条第一項第一号ただし書に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。

2 この規程の施行前に改正前の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の規定により行われた手続は、改正後の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の相当規定により行われた手続とみなす。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年9月27日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	甘楽郡甘楽町大字造石字向井604-4	延長 19.60 幅員 5.00	群馬県指令高土第253-4号 令和6年8月30日

■ 教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
附則別表中

三二〇円	九二〇円	二二〇円	八八〇円	一、五四〇円	二、二〇〇円	四七〇円	一、一三〇円	一、七九〇円	二、四六〇円	三、一二〇円	一、三八〇円	二、〇五〇円	二、七一〇円	三、三七〇円	四、〇四〇円	二、三〇〇円
二六〇円	九〇〇円	一〇〇円	七四〇円	一、三九〇円	二、〇三〇円	二八〇円	九二〇円	一、五七〇円	二、二一〇円	二、八六〇円	一、一一〇円	一、七五〇円	二、四〇〇円	三、〇四〇円	三、六九〇円	一、九三〇円

二、九六〇円	三、六三〇円	四、二九〇円	四、九五〇円	三、二二〇円	三、八八〇円	四、五四〇円	五、二一〇円	五、八七〇円	四、一三〇円	四、八〇〇円	五、四六〇円	六、一二〇円	六、七九〇円	五、〇五〇円	六、四六〇円	七、一三〇円	七、七九〇円	八、四五〇円	七、八四〇円	八、五〇〇円	九、一六〇円	九、八三〇円	一一、四二〇円	一一、一八〇円	一一、八五〇円	一二、五一〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

を

二、五八〇円	三、二二〇円	三、八七〇円	四、五二〇円	二、七六〇円	三、四一〇円	四、〇五〇円	四、七〇〇円	五、三四〇円	三、五九〇円	四、二三〇円	四、八八〇円	五、五三〇円	六、一七〇円	四、四二〇円	五、八一〇円	六、四六〇円	七、一〇〇円	七、七五〇円	七、一一〇円	七、七六〇円	八、四〇〇円	九、〇五〇円	一〇、六三〇円	一〇、三七〇円	一一、〇二〇円	一一、六六〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

に、「二七八円」を「二七五

円」に、「十三・二」を「十三・四」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

一三、九四〇円	一四、六一〇円	一四、三七〇円	一五、〇三〇円	一六、三六〇円	一七、〇二〇円	一七、六八〇円	一七、四五〇円	一八、六八〇円	一九、三四〇円	二〇、〇一〇円	二〇、六七〇円	二〇、九三〇円	二一、六〇〇円	二二、二六〇円	二二、九二〇円	二四、〇二〇円	二四、六八〇円	二五、三五〇円	二六、〇一〇円	二七、〇六〇円	二七、七三〇円	二八、三九〇円	二九、〇五〇円
一三、〇八〇円	一三、七二〇円	一三、四七〇円	一四、一一〇円	一五、四二〇円	一六、〇七〇円	一六、七一〇円	一六、四六〇円	一七、六七〇円	一八、三二〇円	一八、九六〇円	一九、六一〇円	一九、八五〇円	二〇、五〇〇円	二一、一五〇円	二一、七九〇円	二二、八七〇円	二三、五一〇円	二四、一六〇円	二四、八〇〇円	二五、八四〇円	二六、四八〇円	二七、一三〇円	二七、七八〇円

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
共晶会	佐伯詔一	中島資浩	前橋市江田町307
	令和6年8月2日		
子どもたちの通学の安心安全を守る会	松岡浩一	盾巴	渋川市渋川2577-1
	令和6年8月5日		
日本保守党群馬支部	伊藤純子	發知さゆり	伊勢崎市連取町3036-21
	令和6年8月8日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第1支部	代表者の氏名	齋藤智	町田和明	令和6年8月1日
自由民主党看護連盟群馬県支部	代表者の氏名	藤井深雪	島崎すえ子	令和6年7月1日
	会計責任者の氏名	島崎すえ子	藤井深雪	令和6年7月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	------	---	---	-------

太田市医師連盟	主たる事務所の所在地	太田市飯田町818	太田市藤阿久町82-5	令和6年7月18日
	会計責任者の氏名	江原浩司	伊藤真一	令和6年7月18日
黒澤佳代子後援会	代表者の氏名	黒澤佳代子	森敏則	令和6年7月31日
群馬県看護連盟	代表者の氏名	藤井深雪	島崎すえ子	令和6年7月1日
高崎市歯科医師連盟	代表者の氏名	井田泉	谷内英明	令和6年8月7日

◎群馬県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いわさき和則後援会	戸塚英康	令和5年12月31日
日本第一党群馬県本部	越塚勝己	令和5年12月31日
堀越啓仁後援会	堀越啓仁	令和6年6月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
堀越啓仁	堀越啓仁後援会	令和6年6月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、

第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,688
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 298,047
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,073
甘楽郡	5,948
吾妻郡	14,474
利根郡	8,793
佐波郡	9,883
邑楽郡	26,476
前橋市	91,600
高崎市	102,373
桐生市	29,511
伊勢崎市	55,730
太田市	58,636
沼田市	12,587
館林市	20,352
渋川市	20,886
藤岡市・多野郡	18,506
富岡市	12,921
安中市	15,709
みどり市	13,672

◎群馬県選挙管理委員会告示第57号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定

め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

表1の項中 「介護老人保健施設 赤城苑（ユニット型） 同 赤城町北赤城山1055-1」を「介護老人保健施設赤城苑（ユニット型） 同 赤城町北赤城山1055-1」に改め、表2の項中「皇樹の杜まごころ老人保健施設鬼石 同 赤城町北赤城山1055-1」を「皇樹の杜まごころ 同 中泉町632-1」に改める。
「介護老人保健施設 しらさぎの里 藤岡市中栗須519番地の2」を「介護老人保健施設鬼石 同 鬼石139-1」に改める。
「皇樹の杜まごころ 同 中泉町632-1」を「特別養護老人ホーム待望館 同 新町1435-3」に改める。

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年9月27日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局（航空機局）定期検査更新整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年8月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 落札金額 38,830,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年7月9日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111